
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、御手許に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 議案第 12 号「平成 27 年度下川町一般会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、委員会に付託を受けました、議案第 12 号 平成 27 年度下川町一般会計補正予算（第 3 号）について、委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

今回は第 3 回目の補正予算で、歳入、歳出ともに 2 億 8,300 万円を追加し、予算総額 52 億 8,314 万円とするもののほか、継続費 4 億 8,740 万円の計上と地方債補正です。

今回の補正は、補助事業採択に係るもの、緊急を要するもの、事業費確定等によるものなどです。

審査に当たり、まず、総務課長などから概要説明を受け、その後、（仮称）まちおこしセンター建設事業について、実施設計段階からにぎわい創出などについての構想について、一部変更点がみられることから、理事者の見解を求め質疑を行うとともに、所管課長などからも詳細説明を受けました。その内容と質疑、答弁、そして意見等について報告します。

まず、歳出からですが、事項別明細書 6 ページです。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 2 財産管理費、節 13 委託料 179 万円、14 使用料及び賃貸料 194 万円、工事請負費 100 万円が計上されております。番号制度対応ネットワーク環境構築事業に係るものです。

委員から「本事業の内容について」の質問に対して、「年金個人情報流出問題を契機としてナンバー法施行の 10 月 5 日の前日、10 月 4 日までに専用回線を設けるもので、今年度はパソコンをレンタルするが、今後、必要台数は購入していきたい。」との答弁がありました。

項 2 企画費、目 1 企画統計費、節 8 報償費として、ふるさと納税記念品 554 万円、12 役務費として通信運搬費 146 万円が計上されています。総務課への事務所管替えに伴う予算組替及び今後のふるさと納税者への特産品送付経費です。

委員から「ふるさと納税の対応と窓口について」の質問に対して、「臨時職員が対応している。」「発注は手抜きがないように職員がしている。」「窓口は一つのほうが良いと思う。」との答弁があり、委員から「横断的な連携によって知恵が生まれる。」「競争が激しくなっているのでアイデアを出してほしい。」との意見がありました。

8 報償費として、総合戦略アドバイザー謝礼として 15 万円計上されています。

「アドバイザーは、産・学・官からのほか、金融・メディア関係者を想定している。」との説明に対して、委員から「委員の選定は慎重を期す必要がある。」との意見がありま

した。

次に 9 ページ、款 5 農林業費、項 1 農業費、目 2 農業振興費、節 13 委託料として、上名寄集住化住宅等整備に係る基本設計・実施設計委託料 4,120 万円が計上されています。

「本事業は、農業担い手対策であり、今後上名寄の公区長などからなる検討委員会を設置し、意見を伺いながら、住宅等の設置場所、住宅戸数、農業研修施設の棟数などを決定し、基本設計・実施設計を行っていききたい。」などの説明があり、委員からの「住宅入居対象」「おうる前での整備について」の質問に対して、「農業関係者を優先する。」「上名寄在住者だけではなく、一般の方の入居も考えている。」「おうる前は敷地がない。」との答弁があり、委員から「雪対策を万全に。」「検討委員会の委員選定に当たっては、上名寄地区からだけではなく農業地域などからも幅広く選出すべきである。」などの意見がありました。

節 19 負担金、補助及び交付金として、J A北はるかで導入する米色彩選別機整備に対する町の負担金 100 万円、そして、まちおこしセンター建設に伴う J A北はるか建設負担金に対する補助金 1,464 万円が計上されています。

目の農業担い手対策費、節 8 報償費 108 万円、次に 10 ページ、19 負担金、補助及び交付金 20 万円、21 貸付金 160 万円が計上されています。新規就農支援事業に係るものです。

13 委託料として、上名寄の育苗施設に係るバイオマスボイラー管理を直営から民間委託へ移行する委託料 26 万円が計上されています。「今年度は育苗施設、小学校周辺、中学校の 3 か所の管理業務を委託する。」「平成 28 年度からは、一括管理出来るものはしていきたい。」との説明があり、委員から「管理委託業者選定に当たり、限定するのではなく幅広く公募を行ってほしい。」「将来的には、町全体の管理を行っていくこととなるので、メンテナンスもできる業者を育成していく必要もある。」などの意見がありました。

項 2 林業費、目 4 森林総合産業特区推進費、節 18 備品購入費として、誘致企業(王子ホールディングス)と連携した新たな木材加工事業のための乾燥機械設備導入 3,090 万円が計上されており、委員から「その概要など」について質問があり、「平成 25 年 10 月の下川町と王子ホールディングスとの連携協定に係るもので、共同研究の契約を締結する。」「木材の新たな需要開発に向け、王子の特許である芯持ちトドマツ無垢材の低温乾燥技術を実証するものである。」「地域再生戦略交付金を活用し、町が一緒に共同研究を行うものである。」との答弁がありました。

次に 11 ページ、項 3 町有林野管理費、目 2 撫育造成費、節 13 委託料として、蛾の幼虫による食害被害木の伐採処理委託料 1,914 万円が計上されています。

次に 12 ページ、款 6 商工労働費、項 1 商工費、目 4 環境未来都市推進費、節 19 負担金、補助及び交付金として、快適住まいづくり促進のための補助金 392 万円が計上されています。住宅改修が当初の 10 件から 26 件見込まれるなど、実績及び見込みによる増額です。

次に 13 ページ、款 土木費、項 3 住宅都市計画費、目 1 住宅都市計画総務費、節 13 委託料 1,055 万円、そして 15 工事請負費 1 億 1,591 万円、次の 14 ページ、17 公有財産購入費 530 万円が計上されています。これらは、まちおこしセンター建設に伴う用地確定測量、外構整備に係る実施設計等委託、建設・支障建築物等除却工事、建設用地購入に係るものです。

さきに理事者からは、「本事業は平成 23 年度から着手し、平成 28 年度まで計画してい

る。議会でもにぎわい創出について議論がされてきた。5月町長就任後、にぎわい創出に深みが必要である。現計画の機能、コンセプトでよいのか。関係者などへのヒヤリングと意見交換を行った。そこで、入込みが多数ある道の駅機能を付加できないか調べることとした。また、空間利活用も通年通してにぎわいを創出できないか、国のまち・ひと・しごと支援とも合致する、直ぐに機能を発揮できるものではないが、本施設は十分道の駅になり得る可能性がある。にぎわい創出に合致するものである。当初、入居団体…希望を募った。賃貸料をいただく考え方があったが、JA北はるかは、JA北はるかの財産として負担金をもらって建設を一緒にすることとなった。」などの見解が示され、委員から「将来へ禍根を残すものであってはならない。建物建設が先行しているが、利活用方法を並行して進めなければならない。」「産業間のにぎわいを地域内で創造することが必要である。」「情報発信を担う観光協会を充実させる必要がある。」「道の駅については、国道から離れたものは入りづらく、道内の既存の道の駅の多くは採算が合っていない課題が多い。」などの意見が出されました。

次に、所管課長などからの説明に対しまして、委員から「ビジョン、建設の目的、活用方法、町民説明、入居団体、管理方法、ランニングコストなどについて」の質問があり、「都市計画のマスタープランの中で位置付けされ、駅前のにぎわいをもう一度つくっていかうとするものである。」「産業に係る事務所が集積されている場所で、産業の連携を中心としながら、6次産業に係るものなど情報発信ができる中心の場所となるものである。」「着工する中で町民にお知らせしていく。」「入居はJA北はるかが確定、そのほか、ふるさと興業、事業協同組合、観光協会は内定している。」「2年間の継続事業である。」「管理は当面直営で行う。」「連絡協議会を設け、その中で利活用、管理などを検討していく。」「ランニングコストはこれから詳細を詰めるが将来負担にならないようにしたい。」との答弁があり、委員から「これまで、にぎわいについて漠然と議論してきた。産業連携を核とする事業として見えてきた。産業連携を進めることによって、新たなにぎわいが生まれる。」「入居希望団体の事務所も老朽化している。一体化することによって効率性もよく、連携が図れる。」「中小企業等協同組合法に基づく団体の長期契約入居に問題ないか。」「産業連携のコーディネーターとしてNPOの関わりも期待できる。」などの意見がありました。

次に16ページ、款7土木費、項3住宅都市計画費、事業名 まちおこしセンター建設事業の継続費として、平成27年度年割額1億1,494万円、平成28年度年割額3億7,246万円、総額4億8,740万円が計上されています。

なお、歳入の明細、継続費、地方債については、意見がありませんでした。

以上、補正予算概要書、事項別明細書及び参考資料に基づき、審査を行った結果、総務産業常任委員会として次の意見を付します。

一つ、事務事業の計画、実施から管理に当たっては、適切な所管部署により緊密な連携を図り、事務事業の円滑を図ること。

一つ、款 土木費のまちおこしセンター建設工事等について、本施設は、本町の基盤となる産業の事務所等が集積する位置に建設されるものであり、産業の連携を推進することを主目的として、入居団体を含む産業団体等が密に連携し、地域経済の活性化と新たな産業創造を図るための6次産業化と情報発信拠点などの施設として、地域の主体性の下で地域の特性をいかしたにぎわいと有益な利活用を創造しながら図り続けていく施設と位置

付けるものです。

今後、本趣旨に沿って、入居することが望ましい団体とも連携を図り、町民に目的、趣旨が理解されるように努め、ふさわしい名称を付すことが必要であると考えます。

また、にぎわいの機能を付加するため、構想としてある「道の駅」については、まちおこしセンターの位置、主たる目的など総合的に勘案すると、適切ではないと判断するものであるとの意見を付して、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決したところでありますので、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 特段ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。
4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 今回の補正予算案に含まれている「まちおこしセンター（仮称）」については、かつて実施設計予算に対し反対の意を表明した経緯がありますが、今回の整備事業予算案に対しては賛成の立場から意見を申し上げます。

本事業については、かつての「にぎわい」を何らかの形で取り戻したいという漠然とした目的をめぐって様々な議論が起りましたが、実施設計の結果を見ると、1次産業である農業の推進母体であるJA北はるかの主体的な参入を始め、2次産業、3次産業、それぞれの担い手の入居が予定されており、今注目されている1次産業、2次産業、3次産業の足し算、あるいは掛け合わせによる6次産業化の推進拠点とみて取れます。

そして、周辺に目を向ければ、森林組合と商工会、そして別事業で進めています地域商業再生計画の対象エリアにも隣接していて、産業連携の推進にとって要となる場所に位置することは明白です。しかし、単に各団体が近い場所にいるというだけでは連携は進みません。コーディネーター役が必要です。

そして、6次産業化などの産業連携にとって重要なのは、いかに付加価値を高めるかであり、それには地域ブランドの構築と発信が有効ですが、近年、うどん祭りの開催などを通じて下川のうどんブランドの価値を高めたり、シモカワグリーンの活動を通じて下川の環境ブランドで地域全体をパッケージすべく取り組むなど、下川町の地域ブランドの構築に取り組んでいる観光協会が入居予定であることから、人的補強などによる後押しの施策

展開により、さらなる産業連携、そして地域ブランドの構築と発信が期待できます。

さらに、観光協会はNPO法人であり、法的に新たな公として行政の補完的な役割を位置付けられた組織であることから、業種ごとの利害を超えた産業連携、そして地域ブランドの構築と発信を推進する役割に適しています。

以上の点から、にぎわいの焦点を絞り、産業連携、そして地域ブランドの構築と発信の推進拠点であることを明確に位置付けて取り組むのであれば、本事業は機能し成果を挙げることができるかと判断しました。

よって、まちおこしセンター整備事業費を含む今回の補正予算案に対し、ここに賛成の意を表するものであります。

○議長（木下一己君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 12 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 2 認定第 1 号「平成 26 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、日程第 3 認定第 2 号「平成 26 年度下川町公営企業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本案については、決算認定特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

奈須憲一郎 決算認定特別委員長。

○決算認定特別委員長（奈須憲一郎君） 今定例会におきまして、決算認定特別委員会に付託を受けました、認定第 1 号 平成 26 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定及び、認定第 2 号 平成 26 年度下川町公営企業会計決算認定につきましては、今会期中には時間が足りず、結審することができませんので、継続審査とすることに決定いたしました。ここに報告いたします。

各議員の御理解と御賛意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、委員長より、継続審査すべきものと決定した旨の報告がありましたので、認定第 1 号及び認定第 2 号を、委員長の報告のとおり、閉会中の継続審

査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(木下一己君) 日程第4 発議第2号「下川町まち・ひと・しごと創生特別委員会の設置に関する決議」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番(奈須憲一郎君) それでは、発議第2号 下川町まち・ひと・しごと創生特別委員会の設置に関する決議について、提案趣旨を申し上げます。

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定については、それぞれの地域で住み良い環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法において市町村の区域の実情に応じた総合的かつ計画的に実施する地方版総合戦略まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないと定められています。

本町は、下川町総合戦略策定方針を決定し、自立し発展し続ける地域づくりを目指し、策定を進めているところであります。

平成20年7月に環境モデル都市に認定されて以来、森林活用を中心とした低炭素社会を目指す小規模自治体として、地域産業の振興を図るために積極的な事業展開を行っており、さらに環境未来都市選定、地域活性化総合特区指定、バイオマス産業都市選定、地域活性化モデルケース認定により、環境、超高齢化等の課題を解決し、誰もが暮らしたい町の実現を目指すとともに、地域資源を最大限活用し、地域の経済的自立を実現することを目指してきております。それらの選定、認定等の優位性をいかしつつ、持続可能な地域社会実現のため、地域の特色や地域資源をいかし、住民に身近な施策を幅広く盛り込み、実施することを期待されていることから、下川町総合戦略においては、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要です。

そこで、議会としましても、総合計画の見直しも含め、PDCAサイクル…Plan(プラン)、Do(ドゥー)、Check(チェック)、Action(アクション)のあらゆる場面において積極的に関与し、実効性のある下川町総合戦略を実践できるよう、特別委員会の設置を提案するものであります。

本特別委員会の名称は「下川町まち・ひと・しごと創生特別委員会」とし、地方自治法第109条及び下川町議会委員会条例第5条の規定に基づき設置するものであります。

設置の目的は、「まち・ひと・しごと創生法に基づく下川町の自主的な計画、施策の策定及び第5期総合計画見直しに関する調査とし、委員会の構成は、議長を除く全議員による特別委員会とするものであります。

また、調査期間につきましては、平成 28 年 3 月 31 日までとし、議会の閉会中も調査を行うことができるものであります。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

本特別委員会は、議長を除く議員全員で設置されることが決定しましたので、ただ今から委員長及び副委員長の選出をしていただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、暫時休憩といたします。

○事務局長（下村弘之君） お知らせいたします。特別委員会委員は、応接室までお集まり願います。

休憩 午後 3 時 2 8 分

再開 午後 3 時 3 2 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、本会議を再開します。

下川町まち・ひと・しごと創生特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、1番 近藤八郎 議員。

副委員長には、7番 春日隆司 議員。

以上のとおり、決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第5 発議第3号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、発議第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、提案趣旨を申し上げます。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきました。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態をも想定されています。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられていますが、我が国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっています。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の事項を実現するように強く要望します。

一つ目、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

二つ目、川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、「森林整備加速化・林業再生対策」を恒久化し、財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆、参両議長及び各大臣へ意見書を提出するものです。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、各議員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第6 「閉会中の議員派遣の申し出について」を議題といたします。

議会運営委員会から、10月27日に開催される「上川管内町村議会議員研修会」への出席及び、11月下旬予定の「公区長と議員の意見交換会」並びに「団体と議員の意見交換会」について、議員派遣の申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、閉会中の議員派遣とすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第7 「閉会中の継続調査の申し出について」を議題といたします。

総務産業常任委員会から、町内所管事務調査として、10月5日及び6日の2日間、各種事務事業の執行状況並びに施設の維持管理状況について、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成 27 年第 3 回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 3 8 分 閉会
